

越谷市オレンジカフェ事業費

補助金交付団体募集要項

1 目的

この補助金は、認知症高齢者及びその家族が互いに交流するオレンジカフェを開催する団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境を整備し、認知症高齢者及びその家族を支える地域づくりを目指していきます。

2 対象となる団体

次に掲げる要件を全て満たす団体とします。

- (1) 市内に事業所等を有し、市内を活動範囲としていること。
- (2) 定款、規約、会則等を有していること。
- (3) 団体として運営及び会計処理が適正に行われていること。

3 オレンジカフェ事業の要件

次に掲げる要件を全て満たす事業とします。

- (1) 実施頻度
1回2時間以上、かつ、年間6回以上実施する。
- (2) 人員配置
 - ・参加者に対応できる人数を確保する。
 - ・認知症高齢者及びその家族からの相談に対応できる専門職(医師、看護師などの医療関係者、認知症地域支援推進員、認知症介護支援経験のある介護関係者等)を1名以上配置する。
 - ・食品を提供するときは、食品衛生管理者となることができる人員を配置する。
- (3) 費用
 - ・参加費等を徴収する場合は、飲食費等の材料費(実費)のみとする。
 - ・1回あたりの費用設定は1人200円程度とし、利用者本人から徴収する額は費用の半額(原則、100円以下)とする。(別表1、2参照)

(4) その他

- ・カフェの名称は、地域の理解を得られるものにし、「認知症」という言葉は直接使用しない。
- ・政治又は宗教的な活動を伴わない内容とすること。
- ・法令及び公序良俗に反しない内容とすること。
- ・認知症高齢者及びその家族の個人情報及びプライバシーの尊重・保護に万全を期するものとし、補助事業者は事業を行うに際して知り得た参加者の秘密を漏らしてはならない。
- ・市民ボランティア(キャラバン・メイト、認知症サポーター等)の積極的な参加を促進していく。
- ・認知症高齢者及びその家族が心地よく、認知症高齢者の状態に合った過ごし方ができるとともに、認知症高齢者、その家族及び地域住民が互いに交流が図れるものとする。
- ・地域住民への周知を行うとともに、オレンジカフェが所在する地域を担当する地域包括支援センターに対し、オレンジカフェの開催について理解、協力を求めること。

4 補助内容

- ・1 団体20,000円を限度とする。
 - ・飲食費等の材料費(実費)の1/2の額及び会場使用料の全額の合計額を限度とする。(別表1、2)
 - ・社会福祉法人が事業を実施する場合には飲食費等の材料費(実費)の1/2の額のみ補助。(別表1、2)
 - ・補助の交付は1補助対象団体につき同一年度内1回限りとする。
- また、以下に掲げる経費は補助の対象となりません。
- (1) 団体の構成員による会合の飲食費
 - (2) 会場の光熱水費、機材の借上げ等の費用
 - (3) その他市長が適当でないと認める経費

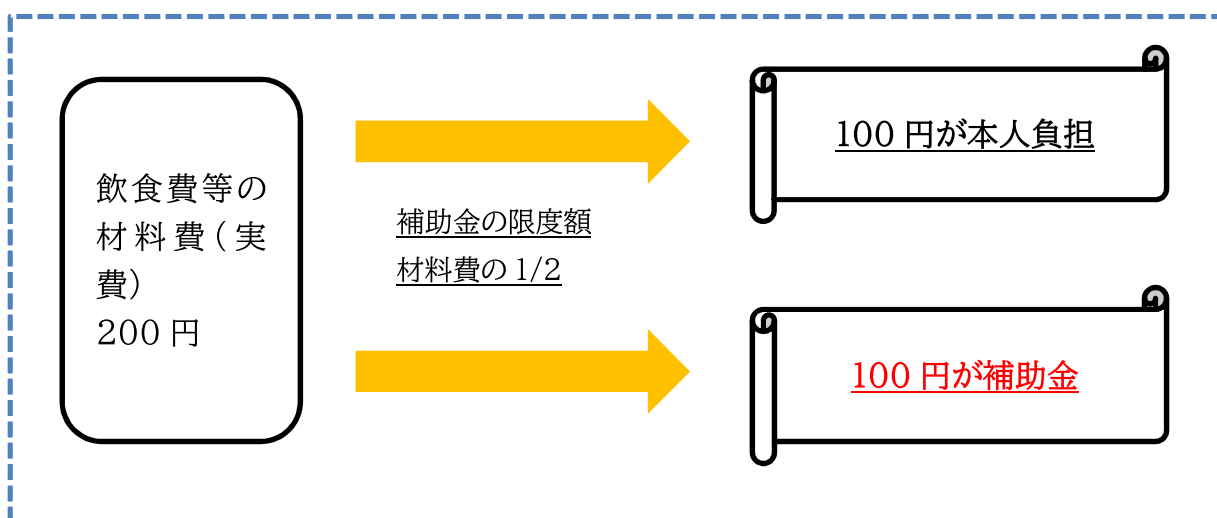
(別表1)補助する金額(1団体20,000円を限度)

補助内容	社会福祉法人	その他の団体
会場使用料	補助なし	全額補助
飲食費等の材料費(実費)	1/2の補助	1/2の補助

(別表2)飲食費等の材料費(実費)について

- ・参加費等を徴収する場合は、飲食費等の材料費(実費)のみとする。
- ・補助内容については飲食費等の材料費(実費)の1/2の額とする。
- ・1回あたりの費用設定は1人200円程度とする。

(例)1回あたりの費用設定が1人200円の場合



5 スケジュール(◎各団体の対応、○市役所の対応)

◎随時、申請受付

※申請をご希望の場合は事前に地域包括ケア課へ連絡の上、来庁してください。

・事業開始の30日前には申請書(第1号様式)等を地域包括ケア課に提出。

↓

○申請書類を審査し、随時、交付決定通知書を送付。

◎各団体、オレンジカフェを実施する。

◎各年度事業終了後、10日以内の実績報告書等の提出
(ただし、年度を越えてはならない。)

↓

○補助金交付額確定通知書を送付

↓

◎補助金交付請求書(第10号様式)の提出

↓

○補助金の交付

6 申請に必要な書類

補助金の申請に必要な書類は以下のとおりです。

提出期限は事業を開始する日から30日前までとします。

- (1) 越谷市オレンジカフェ事業費補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 越谷市オレンジカフェ事業計画書(第2号様式)
- (3) 収支予算書
- (4) 定款、規約、会則等
- (5) 食品衛生管理者となることができる資格を証する書類
- (6) 会場の位置図及び記録物(写真等)
- (7) その他市長が必要と認める書類

7 実績報告に必要な書類

実績報告に必要な書類は以下のとおりです。

事業が完了したら、完了した日から10日以内に報告書を提出してください。

ただし、年度を越えることはできません。

- (1) 越谷市オレンジカフェ事業費補助金に係る事業実績報告書(第7号様式)
- (2) 越谷市オレンジカフェ事業実施報告書(第8号様式)
- (3) 収支決算書
- (4) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- (5) 補助事業の実施が確認できる記録物(写真等)
- (6) その他市長が必要と認める書類

8 問い合わせ

越谷市役所 地域共生部 地域包括ケア課(第二庁舎1階)

電話 048-963-9163